

男女共同参画社会基本法(平成11年6月23日法律第78号)

● 男女共同参画社会の形成についての基本理念

「男女の人権の尊重」(3条) 「社会における制度又は慣行についての配慮」(4条) 「政策等の立案及び決定への共同参画」(5条)
 「家庭生活における活動と他の活動の両立」(6条) 「国際的協調」(7条)

